



令和9年4月分から下水道使用料を改定

使用料改定の経緯

下水道事業は、快適な暮らしや良好な水環境を保つため、利用者の皆さまからの下水道使用料により運営されています。しかし、昨今の物価高騰等に伴う維持管理費及び施設更新費の増大により、厳しい経営状況が続いています。

そのため、下水道事業の持続的かつ安定的な経営基盤の強化を図るため、使用水量が特に多い事業所については相応のご負担を求めるとともに、子育て家庭や物価高騰の影響を大きく受けている中小企業等が大きな負担増とならないよう配慮した体系で、令和9年4月から下水道使用料を改定します。

利用者の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

今後もより一層安全・安心で安定した事業運営を目指し、施設の統廃合などの経費節減や業務効率化等に取り組んでいきます。

改定後の使用料

改定後の下水道使用料は、下表のとおりです。基本使用料及び従量使用料を改定します。

区分	使用水量	R9 改定単価	現行単価	引上げ単価
基本使用料	0 m ³ ～ 10 m ³	2,000円	1,450円	550円
従量使用料 (1 m ³ につき)	11 m ³ ～ 20 m ³	210円	190円	20円
	21 m ³ ～ 40 m ³		210円	—
	41 m ³ ～ 60 m ³	230円	230円	—
	61 m ³ ～ 100 m ³	240円	240円	—
	101 m ³ ～ 200 m ³	260円	260円	—
	201 m ³ ～ 400 m ³	280円	280円	—
	401 m ³ ～ 3,000 m ³	320円	320円	—
	3,001 m ³ ～	510円		190円

改定時期

※2か月当たりの使用料(税抜き)

令和9年4月1日 (※6月請求分からの変更)

各家庭における2ヶ月分の使用料金シミュレーション

(あくまで計算の例となりますので、各家庭の状況により異なります)

ケース
1



ひとり世帯の方が2ヶ月で10m³使用した場合

現行料金 1,450円 ➡ 改定後 2,000円(税抜き)
(差額+550円)

ケース
2



2人世帯の方が2ヶ月で20m³使用した場合

現行料金 3,350円 ➡ 改定後 4,100円(税抜き)
(差額+750円)

ケース
3



4人世帯の方が2ヶ月で40m³使用した場合

現行料金 7,550円 ➡ 改定後 8,300円(税抜き)
(差額+750円)

※21 m³ ～ 3,000 m³の場合も、差額は+750円となります。